

## 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年4月12日 18時20分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町竹富島南方沖 琉球観音埼灯台から真方位210° 4.1海里付近 (概位 北緯24° 18.4′ 東経124° 04.5′)
事故の概要	旅客船第八あんえい号は、西進中、暗礁に乗り揚げた。 第八あんえい号は、推進器翼等に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成28年4月14日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 第八あんえい号、19トン
船舶番号、船舶所有者等	293-34600 沖縄、有限会社安栄観光
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷及び中央の推進器翼に曲損、右舷の舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 約3.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約39cm（石垣） 日没時刻：19時05分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、旅客20人を乗せ、船首約0.3m、船尾約1.5mの喫水で竹富町小浜港に向けて沖縄県石垣市石垣港を出港し、竹富島南方沖を約26～27ノットの対地速力で西進中、暗礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、大原航路第2号立標が竹富島南西方灯標に名称が変更され、設置場所が南西方に移動したことを知っていたが、本事故時、そのことを失念していて、いつもの進路より右側を航行していることに気付かなかった。</p> <p>十一管区水路通報（2016年266項）で大原航路第2号立標が竹富島南西方灯標に航路標識の名称、位置、塗色構造等が変更される旨の情報が公表されていた。</p> <p>船長は、GPSプロッターに石垣港から小浜港までの針路線を表示していたが、その表示を確認していなかった。</p> <p>本船は、本事故後、船体の安全を確認し、旅客を救助に来た他の旅客船に移乗させ、石垣港へ自力で帰航した。</p>
分析	本船は、船長が、航路標識が変更されたことを失念し、船位の確認を行っていなかったことから、いつもの進路より右側を航行していたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、船長が、船位の確認を行っていなかったため、いつもの進路より右側を航行していること及び竹富島南方沖の暗礁に向けて航行していることに気付かず、本船が同暗礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・慣れた水路であっても、GPSプロッターや物標などを見て船位の確認を行い、暗礁などからは十分な距離を保って航行すること。</li></ul>